

実動 3 組織における東京電力福島第一原子力発電所事故時の  
オフサイトでの活動及び防護措置について

平成 27 年 10 月 26 日  
内閣府原子力防災担当

東京電力福島第一原子力発電所事故時にオフサイトで活動された警察、消防、自衛隊の 3 組織の活動範囲、活動内容、作業時の防護措置等について、別紙 1～3 のとおり組織別に示すものとする。

## 福島第一原子力発電所事故に伴うオフサイトの警察活動及び防護措置について

1 調査対象期間 平成23年3月12日～31日

2 活動範囲 福島第1原子力発電所周辺の市町村

3 活動内容

(1) 避難誘導

原子力発電所周辺の住民等に対し避難指示が発令されたことに伴う避難誘導を実施

(2) 被災者の救出救助

自力での避難が困難な要援護者の救出救助を実施

(3) 搜索活動等

○ 津波等に伴う行方不明者の搜索活動を実施

○ 避難指示発令後の安否確認等を実施

(4) 交通規制

主要道路における交通規制を実施

(5) 治安維持活動

被災地のパトロールを実施

4 防護措置

(1) 放射性粉じん用簡易防護服

(2) 放射性粉じん用防護マスク

(3) 個人被ばく線量計

(4) サーベイメータ

5 作業の中断基準

1回の活動で5 mSvを上限（被ばく線量による作業中断者はなし）

平成27年10月26日  
消 防 庁

### 福島第一原子力発電所から半径20km圏内での活動及び防護措置について

〔 福島第一原子力発電所が立地し、同発電所から半径20km圏内の大半を管轄する  
双葉地方広域市町村圏組合消防本部のオフサイトの活動について 〕

#### 1. 調査対象の期間

平成23年3月12日から3月31日

#### 2. 活動範囲

双葉地方広域市町村圏組合消防本部の管轄市町村

(広野町、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、楡葉町、川内村、葛尾村)

#### 3. 活動内容

- (1) 住民への情報伝達、避難指示
  - ・住民に対する避難指示の伝達、避難誘導及び広報活動を実施
- (2) 消火・救助・救急活動
  - ・建物火災等の消火活動を実施
  - ・地震・津波による倒壊家屋等からの救助活動を実施
  - ・傷病者や入院患者等の救急搬送を実施
    - ※搬送にあたっては、傷病者の放射線量のスクリーニング処理を実施
- (3) 住民等の搬送
  - ・未避難者の一時避難所への搬送を実施
  - ・社会福祉施設や避難所等からの避難行動要支援者の搬送活動を実施
- (4) その他災害の拡大防止措置
  - ・原子炉冷却用淡水搬送及び給水を実施

#### 4. 活動時の防護措置

- (1) 防護装備
  - ・タイベックスーツ (2枚重ね) ※消火活動時はタイベック+防火衣
  - ・全面マスク ※消火活動時は空気呼吸器
  - ・布手袋+ゴム手袋又はゴム手袋2枚重ね
- (2) 放射線測定器
  - ・サーベイメータ (GM管式、電離箱式)
  - ・個人警報線量計
  - ・ガラスバッジ

#### 5. 作業の中断基準

- ・1回の活動あたりの被ばく線量の上限 10mSv
- ・被ばく線量による作業中断者はなし

平成27年10月26日  
防 衛 省

**自衛隊の福島第1原子力発電所から半径20km圏内オフサイト地域での  
活動及び防護措置について**

**1. 調査対象の期間**

平成23年3月12日から3月31日

**2. 活動範囲（福島第1原子力発電所から半径20km圏内）**

福島第1原子力発電所から20km圏内の全市町村

**3. 活動内容**

自衛隊は、原子力災害対策本部長から防衛大臣に対する支援要請を受け（3月11日1920）、直ちに原子力災害派遣命令を発出（同日1930）し、福島第1原子力発電所から20km圏内の避難支援、行方不明者捜索等を実施。具体的には以下のとおり。

(1) 避難支援等

- ・ 航空機、車両等により避難指示区域からの病院・施設等の入院患者、要介護者等の避難支援を実施
- ・ 車両によりオフサイトセンターの人員、機材等の福島県庁への退避支援を実施

(2) 行方不明者捜索等

自治体等からの依頼を受け戸別訪問による居住状況の確認を実施

(3) 被害状況の把握等

航空機に放射線量測定装置を搭載してのモニタリング支援を実施

(4) スクリーニング及び除染

避難住民や20km圏内で活動する防災業務関係者等に対するスクリーニング及び除染の支援を実施

#### 4. 活動にあたって、指示があった防護措置

- (1) 放射線防護服：着用（タイベックスーツ等）
- (2) マスク：着用（全面マスク）
- (3) サーベイメータ：持参
- (4) ガラスバッジ：着用
- (5) 作業後のホールボディカウンタによる内部被ばくの測定：一部高線量被ばくが疑われた者について実施

#### 5. 作業の中断基準

累積被ばく上限を 50mSv とし、30mSv を超える恐れのある場合は帰還することとした。オフサイト活動による作業中断者はいない（オフサイト作業者について平成 23 年末までの最大累積被ばく線量は 10.8mSv）。